第七十九条の二第一項に次の一号を加える。

五　自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他国土交通省令で定める事項について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送（以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）を行おうとするときは、当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

第七十九条の四第一項第五号中「関係者が」を「関係者間において」に、「地域住民の生活に」を「地域における」に、「合意して」を「協議が調つて」に改める。

第七十九条の五ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次のイからハまでのいずれにも該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）　三年

イ　第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。

ロ　第七十九条の十の規定による届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。

ハ　第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

二　第七十九条の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者である場合又は次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者であつて前号イからハまでのいずれにも該当する場合　五年

第七十九条の七第一項中「除く。」の下に「又は事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更」を加える。

第七十九条の八の見出し中「掲示等」を「公示等」に改め、同条第一項中「その事務所において公衆に見やすいように掲示し」を「公示し」に改める。

第七十九条の十二第一項第四号を次のように改める。

四　その行う自家用有償旅客運送に関し、第七十九条の四第一項第五号の協議が調つた状態でなくなつたとき。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体への通知）

第九十一条の二　国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行に係るものに限る。）について第四条第一項の許可又は第十五条第一項の認可の申請（路線の新設に係るものその他の国土交通省令で定めるものに限る。）があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該申請があつた旨を関係地方公共団体に通知するものとする。

2　前項の規定による通知を受けた関係地方公共団体は、第九条第四項又は第七十九条の四第一項第五号の協議を行う必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者で構成される協議会を開催し、及び当該通知に係る申請者に対し協議会への参加を要請することができる。

第九十六条中「一に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第九十七条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「者（」を「とき（」に、「者が」を「場合において」に、「場合を除く。）」を「ときを除く。）。」に改め、同条第七号及び第八号中「者」を「とき。」に改める。

第九十七条の三中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第九十八条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第十号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十一号中「違反した者」を「違反したとき」に、「者を除く。）」を「場合を除く。）。」に改め、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同条第十三号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき。」に改め、同条第十四号から第十九号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第九十八条の二中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「を変更した者」を「又は事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別を変更したとき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改める。

第百一条第一項並びに第百四条第一号及び第二号中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「一般旅客自動車運送事業者」に改める。

第百五条第一号及び第八号中「掲示」を「公示」に改める。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正）

第三条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」の下に「・第三十一条」を加える。

第二条中第十七号を第十八号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　貨客運送効率化事業　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。

第四条第二項に次の一号を加える。

六　流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体

第四条第四項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　総合効率化計画に記載された事業のうち、貨客運送効率化事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨客運送効率化事業の内容が、関係地方公共団体が実施する地域公共交通（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第一号に規定する地域公共交通をいう。）に関する施策と調和したものであること。

第四条中第十一項を第十四項とし、第十項を第十三項とし、同条第九項中「次項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

第四条中第八項を第十項とし、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものを除く。）に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体に意見を聴くものとする。

第四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項に規定する地域公共交通計画をいう。以下同じ。）に定められたものに限る。）に該当するものが記載された総合効率化計画に対する前項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十一号を除く。）」とする。

第五条第三項中「第十一項」を「第十四項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものに限る。）に該当するものが記載された認定総合効率化計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

第七条第一項及び第二項中「第四条第四項第十一号」を「第四条第四項第十二号」に改め、同条第三項中「第五条第三項」を「第五条第四項」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。